ともに支え合う
心豊かなまちづくり

赤ちゃんも、お兄ちゃんも、お姉ちゃんも
お父さんも、お母さんも、
おじいちゃんも、おばあちゃんも、
みんなで支え合って、
絆でつながって、
仲良く暮らしていこうよ。

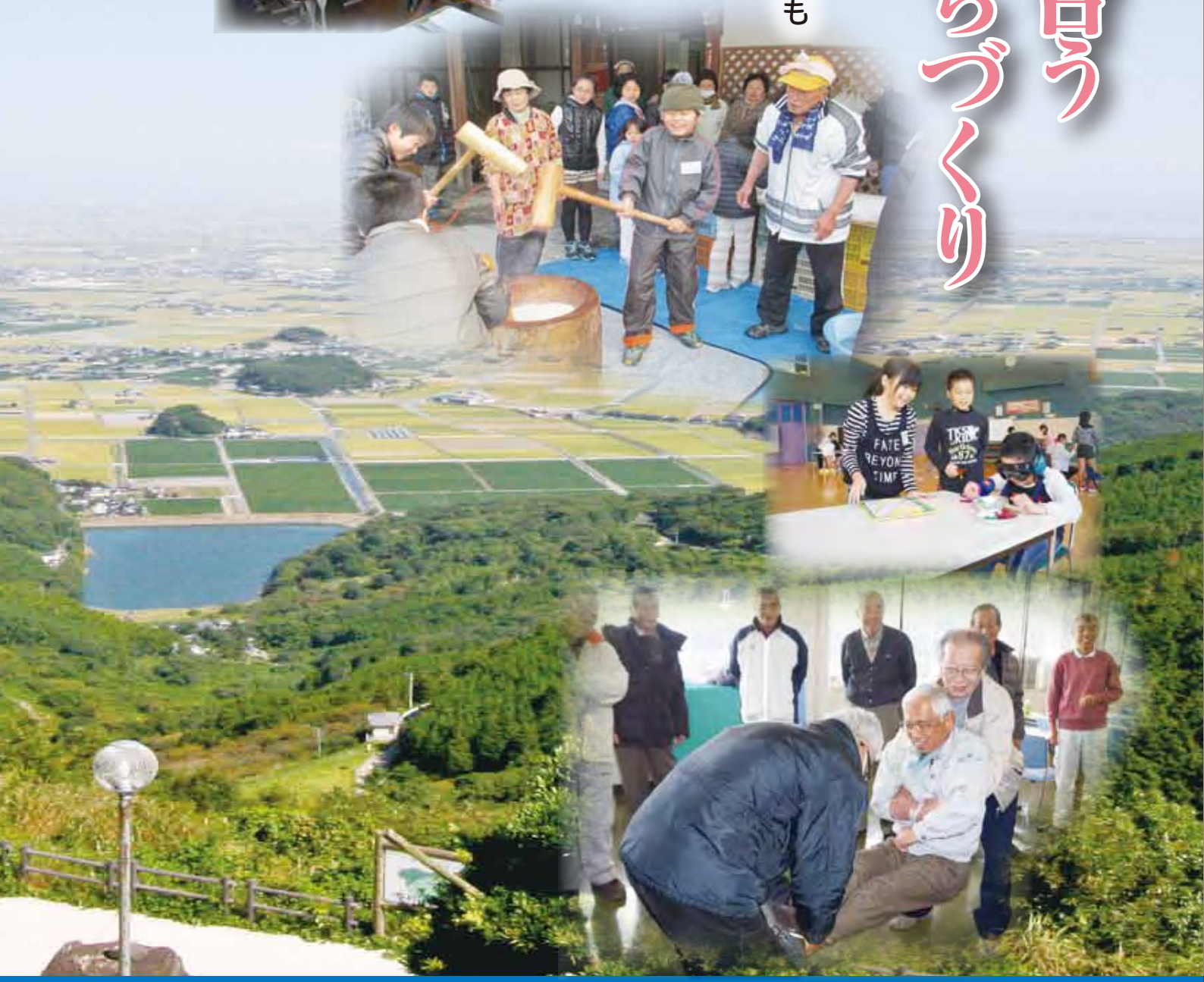

ふれあいネットワーク

社会福祉法人
白石町社会福祉協議会

白石町社会福祉協議会は
町民皆様の参加と協力を得て
福祉のまちづくりを進めています。

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年制定）で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、地域の住民やボランティア、福祉・保健医療・教育等の関係者及び行政機関の参加・協力を得て福祉のまちづくりを進めています。

本会の組織は、理事（執行機関）、監事(監査機関)、評議員（議決機関）及び事務局職員、事業職員で構成しています。

- 理事会 10名
- 監査 2名
- 評議員会 21名

会長／副会長／事務局長

白石町交流館

- 事務局（総務係・地域福祉係）
- 生きがい活動支援通所事業（デイサービス）
- 地域子育て支援センターゆめてらす

白石町老人福祉センター

- 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
- 居宅介護支援（ケアマネジメント）

町民皆様に支えられた「社協会員制度」

町民の皆様には本会の目的に賛同していただき、その目的の達成のために必要な援助をお願いする「社協会員制度」を定めています。社協会員は各世帯単位でのご加入をお願いし、ご負担いただく「社協会費」は本会運営の基礎財源とさせていただいています。

社協会費 1世帯 年額500円

会員証は年度ごとに更新しています。

本会の財源は「社協会費」の他に、「町などの公的補助金」「委託金」「事業収入」「寄付金」「共同募金配分金※」などがあります。

赤い羽根 共同募金
10月1日▶12月31日

※本会は、毎年10月1日から全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動も実施しています。この運動は都道府県ごとの民間福祉施設・団体、NPO法人やボランティア団体が行う福祉事業の資金確保になっています。本会に対しても大きな見返りがあり、その配分金を地域福祉事業の財源とさせていただいています。

赤い羽根共同募金（戸別募金） 1世帯 500円

ともに支え合う、心豊かなまちづくり

白石町社会福祉協議会の主な事業

地域福祉活動の推進
“再生しよう！ 地域の対話とつながりを　発揮しよう！ 地域の支え合いを”

住民やボランティア、福祉・保健等の関係者（民生児童委員さんなど）の協力を得て、福祉のまちづくりを推進します。また、駐在員さんに地域福祉推進員をお願いして、地域福祉に関する情報や住民ニーズの収集、事業の広報宣伝、募金等を推進します。

小地域福祉活動支援事業

地域（自治会等）の住民が声かけ支え合いながら、安心安全で生きがいや幸福感を持って暮らしていける地域づくりを目指す活動に対して補助金を交付し、支援します。

- ■見守り支え合い会食会・懇談会補助金
- ■独自活動（ご近所の底力）補助金

活動例：防犯・防災活動、伝統文化の継承、生活支援活動（買い物やごみ捨て代行・補修など）他

ふれあいいきいきサロン事業

お年寄り等が地区の公民館等に主体的に集まり、生きがい活動や交流をする場づくりを支援します。

- ■基本補助金
- ■活性化補助金
- ■基盤整備補助金

ボランティア活動・福祉教育の推進

- ■ボランティアの団体や個人で組織するボランティア連絡協議会の運営支援
- ■ボランティアの需要と供給の調整業務
- ■ボランティア活動・行事用保険の取り扱い
- ■住民活動・ボランティア活動講座の開催
- ■学校等のボランティア活動・福祉学習の支援
- ■ふくしの標語・絵画コンクールの開催

相談援助活動の推進

心配ごと相談事業

心配ごと相談所・法律相談所等を開設し、問題解決をお手伝いします。

■心配ごと相談所（無料）

開 設 日 時	開設場所
毎月第 1水曜日 午前9時～正午	白石町役場相談室
毎月第2水曜日 午前9時～正午	福富ゆうあい館
毎月第4水曜日 午前9時～正午	白石町交流館

※祝日や年末年始はお休みします。

■法律相談所（無料）

わかくす法律事務所の弁護士に担当していただいています。

開 設 日 時	開設場所
4・7・10・1月の第3水曜日 午前10時～11時半	白石町交流館
5・8・11・2月の第3水曜日 午前10時～11時半	白石町役場相談室
6・9・12・3月の第3水曜日 午前10時～11時半	福富ゆうあい館

※お盆や祝日と重なる場合は、代替日を広報紙等でお知らせします。

■相続・遺言に関する相談所及びセミナー（無料）
※相談所は年4回程度開催します。開催日は広報紙等でお知らせします。

福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でない高齢者や障害を持った方々が、地域で安心して生活が送られるよう福祉サービスの利用手続の援助や代行などを行います。

■福祉サービスの利用援助（情報提供、相談、苦情解決制度の利用手続き）
■日常的な金銭管理（支払いの手続き、年金・手当の手続き、預貯金の出し入れ）
■書類等の預り（年金などの証書、預貯金通帳、印鑑等の保管）
※ 物件によっては金融機関の貸金庫を利用していただきます。(貸金庫利用料は実費負担)
※ 相談や支援計画作成については無料ですが、支援1回ごとに利用料（1時間以内1,200円
延長30分ごとに600円加算）と支援員の交通費（37円×移動距離）が必要です。

しあわせ資金・生活福祉資金貸付事業

生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、無利子または低利子の資金を貸し付けます。

■しあわせ資金　貸付限度額：20万円　償還期間：2年以内
■生活福祉資金（佐賀県社会福祉協議会運営）も取り扱っています。
資金の種類：総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金
※各資金の詳細な内容についてのお問い合わせや、借入の相談、お申し込みは、本会にお尋ねください。

ともに支え合う、心豊かなまちづくり

在宅福祉サービスの推進

●介護保険事業（県知事指定事業）

要支援・要介護状態となった高齢者が保持する能力に応じて自立した生活ができるようサポートします。

居宅介護支援事業・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援・要介護状態となった高齢者やそのご家族の相談に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護サービスが適切に提供されるよう管理をします。

通所介護事業・介護予防通所介護事業（デイサービス）

■実施場所／白石町老人福祉センター（有明公民館東隣）
■実 施 日／月曜日～金曜日（祝日も実施）
但し、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
■利 用 料／通所介護（要介護の方）
要介護1･･･711円／日　要介護2･･･837円／日　要介護3･･･963円／日
介護予防通所介護（要支援の方）
要支援1･･･2,139円／月　要支援2･･･4,284円／月
※昼食代は別途必要です。
※入浴のご利用は、1回50円負担していただきます。（要介護の方）

迎え開始 8:30 ▶ 健康チェック 談話・お茶 趣味活動 ▶ 昼食 自由時間 ▶ 休憩 レクレーション ▶ お茶 おやつ ▶ 送り開始 15:30

●介護予防・地域支え合い事業（町委託事業）

介護保険に該当しない高齢者が要支援・要介護状態にならないように予防します。

生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

■実施場所／白石町交流館
■実 施 日／月曜日～金曜日、毎月第2土曜日　但し、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
■利 用 料／1日850円（昼食代、保険料も含む）

迎え開始 8:30 ▶ 健康チェック 談話・お茶 趣味活動 ▶ 昼食 自由時間 ▶ 休憩 レクレーション ▶ お茶 おやつ ▶ 送り開始 15:30

軽度生活援助事業

ひとり暮らしなどの高齢者の自立した生活を援助するためにヘルパーを派遣します。
■事業内容／買い物、調理、清掃・整理整頓、健康や栄養の管理に関する助言
■利 用 料／1時間以内200円、30分増すごとに100円加算 但し、生計困難の方は減免あり

福祉用具貸出事業

在宅の高齢者及び重度障害者等に福祉用具を貸し出します。但し、現に介護保険等の給付対象である場合は除きますが、緊急又は臨時、或いは試用的な理由については、期間を限定して利用することができます。

■福祉用具の種類と利用料

品　　目	利　用　料			
	1月以内	半年以内	1年以内	1年以上
介護用ベッド 付属：ベッドサイドレール（2本）・テーブル ※マットレスはなし	500円	1,000円	2,000円	1,000円増
車いす	300円	600円	1,200円	600円増
歩行器	200円	400円	800円	400円増

1. 期間は、利用開始日から換算します。
2. 介護用ベッドの運搬を本会に依頼する場合は、片道500円をいただきます。

移送サービス事業

要介護状態で外出が困難な高齢者の通院等を福祉車両を使ってお手伝いします。

■対 象 者／おおむね65歳以上の要介護高齢者で、一般の交通手段では移動が困難な方です。（但し、ご家族等の付き添いを原則とします）
■利用内容／病気の治療（通院、入退院）、公共機関への送迎、買い物
研修会等への参加など　※月に4回まで利用できます。
■利用範囲／杵藤広域圏内（杵島郡、藤津郡、武雄市、鹿島市、嬉野市）
■利 用 料／無料　但し、駐車料などの実費は利用者負担です。

児童福祉の推進

●地域子育て支援事業（町委託事業）

子どもたちの健やかな育ちを家庭だけではなく、地域全体で支えるために、地域子育て支援センター「ゆめてらす」を運営します。

地域子育て相互支援事業（白石町ファミリー・サポート・センター）

お子さんの一時預かりを協力会員さんに依頼する会員制の事業です。

■対 象 者／町内に居住する生後3ヶ月から小学校3年生までのお子さん
■支援内容／一時預かり（お子さんの病気回復期も含む）、学校・保育園・幼稚園等の送迎、食事の準備等
■利 用 料／町の補助で半額です。

月曜日～金曜日	午前8時～午後6時	1時間600円 → 300円
	上記以外の時間帯	1時間700円 → 350円
土曜日・日曜日・祝日	午前8時～午後6時	1時間700円 → 350円
	上記以外の時間帯	1時間800円 → 400円

ともに支え合う、心豊かなまちづくり

地域子育て支援拠点事業「ゆめひろば」

乳幼児の遊びと育ちの場、その保護者の交流の場を提供します。
■対 象 者／小学校就学前のお子さんと保護者、子育て支援活動をしていただく方
■利用時間／月曜日～金曜日、毎月第2土曜日
午前9時～午後5時
但し、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
■利 用 料／無料　但し、利用に伴い生じる材料費等の実費は負担していただきます。

一時預かり事業

一時的に家庭での保育が難しい場合に、お子さんをお預かりします。
■対 象 者／生後4ヶ月から小学校就学前までのお子さん
※保育園・幼稚園に通っているお子さんは、お預かりできません。
■利用時間／月曜日～金曜日、毎月第2土曜日　午前9時～午後5時
但し、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
■利 用 料／町内のお子さん1時間300円　町外のお子さん1時間600円

児童遊園地遊具整備・補修事業

地区が管理する児童遊園地の整備に対し、共同募金の特別配分を受けるお手伝いをします。
また、遊具の補修に対し、その費用の一部を助成します。

子供用品限定フリーマーケットの開催

春・秋の年2回、町内外に出店者を募って、子供用品に限定したフリーマーケットを開催します。

その他の事業

障害者生きがい活動支援事業

障害者の生きがい活動と地域交流を支援します。

啓発・広報活動

白石町社会福祉大会の開催、社協だより「はあと」・「夏だより」の発行

日本赤十字社白石町分区業務

日本赤十字社

日本赤十字社の事業財源になる社資の募集を初め、救急法、水上安全法講習会、災害見舞活動など赤十字の博愛思想に基づく数々の人道的事業の普及も行っています。

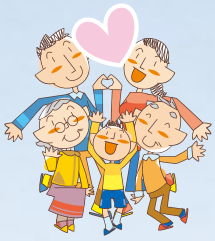

社会福祉法人

白石町社会福祉協議会

❶事務局・生きがいデイサービス・地域子育て支援センター

〒849-1204 佐賀県杵島郡白石町大字坂田253番地1
（白石町交流館内）※旧有明町役場
TEL 0954-65-8960
FAX 0954-65-3226
URL http://yoka-hearts.jimdo.com

❷通所介護（デイサービス）・居宅介護支援（ケアマネジメント）

〒849-1204 佐賀県杵島郡白石町大字坂田275番地1
（白石町老人福祉センター内）※有明公民館東隣
TEL 0954-65-4386
FAX 0954-65-2103

（このパンフレットの記載内容は平成26年4月現在のものです）